

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第1節 雇用情勢の変化に対応した機動的かつ効果的な対策の展開

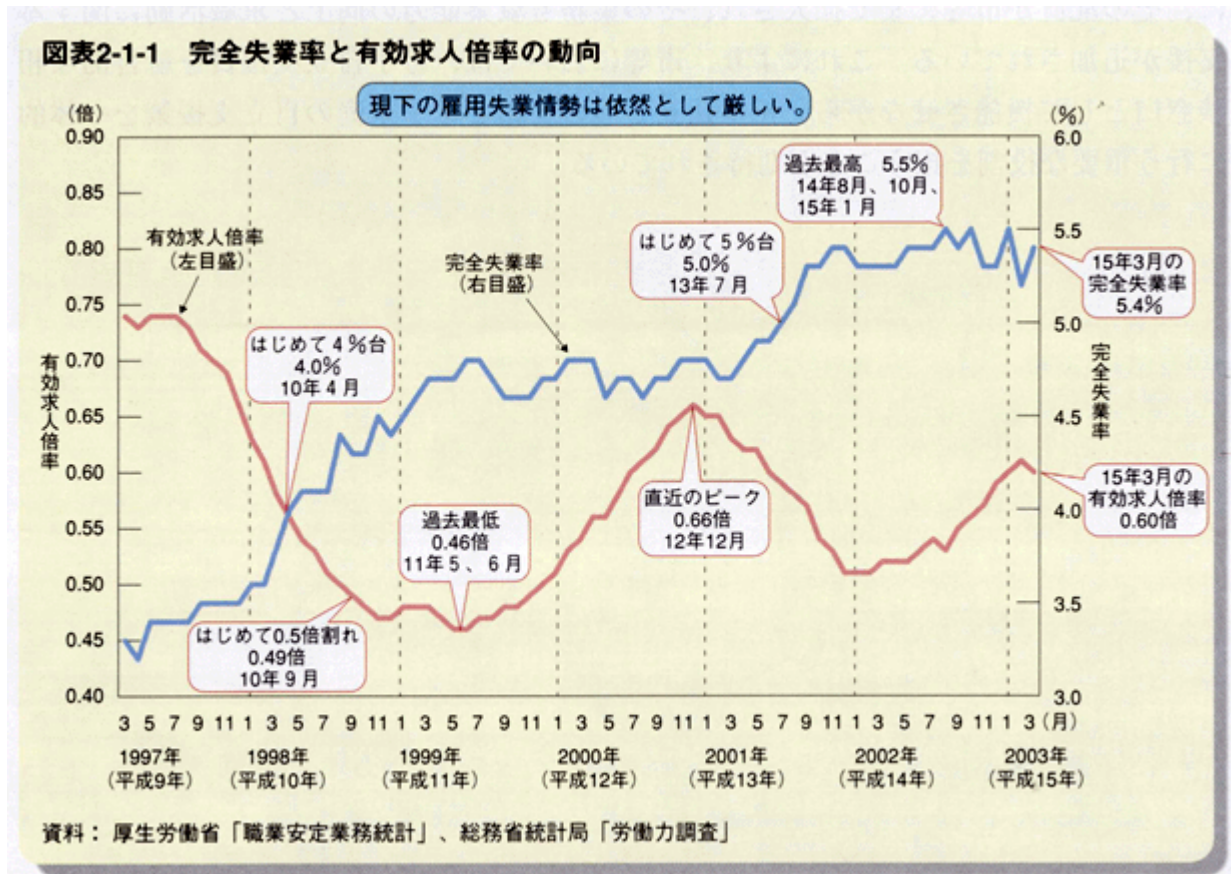
1 2002（平成14）年度の雇用失業情勢

2002年度に入っても雇用失業情勢は、完全失業率が高水準で推移するなど依然として厳しい状況にある。

完全失業率は、2001（平成13）年7月に初めて5.0%となった後も上昇傾向で推移し、2002年8月、10月、2003（平成15）年1月には5.5%を記録し、2002年度の平均についても5.4%と過去最高となっている。

完全失業者数は、2001年4月から2002年10月まで19か月連続で前年同月より増加した後、11月、12月、2003年2月には減少となったが、2002年度平均で360万人と前年度より12万人増加している。このうち、自らの意思によらない非自発的理由による離職者（非自発的離職者）数については、前年同月差で2001年7月以降増加で推移した後、2003年3月には21か月ぶりに減少に転じた。

図表2-1-1 完全失業率と有効求人倍率の動向



また、求職者1人当たり何人の求人があるかを示す有効求人倍率については、2001年12月から2002年2月

までの0.51倍を底として上昇傾向に転じ、2003年1月には19か月ぶりに0.60倍と改善したが、引き続き低水準で推移しており、求職者にとって厳しい状況が続いている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第1節 雇用情勢の変化に対応した機動的かつ効果的な対策の展開

2 雇用情勢の変化に対応した機動的かつ効果的な対策の展開

依然として厳しい雇用失業情勢の中、2002（平成14）年10月に政府は金融・経済情勢の不確実性の高まりを踏まえ、不良債権処理など構造改革を加速し、日本経済を再生するための政策強化を行い、デフレを克服しながら、民需主導の自律的な経済成長を目指すため、「改革加速のための総合対応策」を取りまとめ、これに基づき、同年12月には、

- 1)直接又はトライアル雇用（試行雇用）を通じた就職等に対する支援を行う不良債権処理就業支援特別奨励金の創設、
- 2)新たに設立した法人が、再就職を希望する中高年齢者を受け入れて、公共に貢献する事業を実施した場合に支援を行う地域中高年雇用受皿事業特別奨励金の創設、
- 3)平均年齢60歳以上の高年齢者3人が共同で出資して法人を設立し、事業を営む場合に助成を行う高年齢者共同就業機会創出助成金について年齢要件の緩和

等を実施した。

また、「改革加速のための総合対応策」を補完・強化し、雇用のセーフティネット（安全網）を拡充するため、2002年12月に「改革加速プログラム」を策定し、これに基づき2002年度補正予算を編成することにより、不良債権処理の加速化等構造改革を加速していく中で考えられるさまざまな影響に十分留意の上、雇用のセーフティネットの拡充のために必要な施策として、2003（平成15）年2月より、

- 1)不良債権処理に伴い離職を余儀なくされた労働者に対して体系的な再就職等の支援を行う雇用再生集中支援事業の創設、
- 2)「早期再就職者支援基金事業」の創設、
- 3)市場の需要に沿ったキャリア形成の支援やマッチング機能の強化、
- 4)地域に貢献する事業を行う法人を設立し、新たな雇用の場を創出した場合に対する支援の実施等雇用の創出および安定の確保、
- 5)雇用環境が特に厳しい層への就業支援の強化、
- 6)離職者に対するきめ細かい対応

を柱に各施策を積極的に展開している。

さらに、2003年度予算においては、

- 1)キャリア・コンサルタントによるきめ細かな相談、

2)学校等と連携した中高生の職業体験の促進、インターンシップ（就業体験）やトライアル雇用の実施等、若年者の総合的な雇用・職業能力開発対策の推進、

3)業界・企業での多様就業型ワークシェアリングの導入促進に向けたモデル開発事業の実施

などの施策を盛り込み、2002年度補正予算と2003年度予算とを合わせた切れ目のない対応を図っているところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第2節 不良債権処理の加速への対応

1 雇用再生集中支援事業の創設・実施

「雇用再生集中支援事業」は、不良債権処理の加速により、解雇等の雇用調整を余儀なくされる事業所からの離職者等に対して、早期再就職のための総合的な支援を行うものであり、次のような施策を実施している。

- 1)不良債権処理の加速に伴い、離職を余儀なくされた労働者に関し、直接又はトライアル雇用を通じた就職、起業に対する助成金（不良債権処理就業支援特別奨励金）を支給
 - 2)企業への委託により職場での実地経験を積む職場体験講習、専門学校、大学、企業等を活用した講義形式の座学および企業での実習からなる実践的な職業訓練を実施
 - 3)不良債権処理に伴う離職者の希望や適性にあった求人を民間の活用により開拓するとともに、不良債権処理に伴い離職を余儀なくされた中小企業の労働者のうち、管理職、技術職等への再就職を希望するなど、民間でより効果的な支援が受けられると見込まれる労働者を対象に、民間事業者への委託を通じた再就職支援サービスを提供
 - 4)労働移動支援に関する助成金の支給要件について、労働者の離職後から再就職までの期間を3か月から6か月とする特例措置を実施。また、雇用調整助成金の支給要件については、事業活動の縮小として生産量の最近6か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していることを不要とする特例措置を実施
-

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第2節 不良債権処理の加速への対応

2 早期再就職者支援基金事業の実施

不良債権処理の加速に伴う失業者の発生に対処するため、2002（平成14）年度補正予算において、不良債権処理期間である2004（平成16）年度までの間の時限事業として、2,500億円の「早期再就職者支援基金」を置き、これを財源として雇用保険の受給者に対し、早期再就職を促すための支援金（早期再就職者支援金）を支給する事業を新たに実施することとしたところである。

具体的には、失業者の早期再就職を促し失業の長期化を防ぐため、雇用保険の受給者が基本手当の支給残日数を3分の2以上残して、

- 1) 常用就職した場合に、支給残日数の40%に相当する日数分の基本手当に相当する額を支給し、又は
- 2) 常用以外の早期就職をした場合に、就業した日について基本手当日額の40%に相当する額を支給する

ものである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第3節 早期再就職の促進のための労働市場の基盤整備

1 民間活力の積極的活用等による労働力需給調整機能の強化

(1) 職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の改正

民間の活力等をいかし、労働力需給の迅速、円滑、的確な結合を促進するため、職業紹介事業や労働者派遣事業の許可・届出制の見直しや地方公共団体が住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する無料職業紹介事業を可能とすること、商工会議所、商工会、農協等特別の法律により設立された一定の法人が構成員のために行う無料職業紹介事業について、許可制から届出制に緩和すること、物の製造の業務への労働者派遣を可能とすること、現行1年の派遣期間の制限について3年まで受入れ可能とすること等を内容とする職業安定法、労働者派遣法等の改正を行い、その円滑かつ適切な施行を図ることとしているところである。（コラム参照）

コラム

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律概要

厳しい雇用失業情勢や働き方の多様化等に対応し、迅速、円滑かつ的確な労働力需給の結合を促進するため「職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案」が第156回国会に提出され、6月6日に成立し、6月13日に公布されたところである。

同法律の概要は以下のとおりとなっている。

1 職業安定法改正関係

(1) 職業紹介事業の許可・届出制の見直し

1)特別の法律により設立された一定の法人（商工会議所、商工会、農協等）が構成員のために行う無料職業紹介事業について、届出制に緩和。

2)地方公共団体が、住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する無料職業紹介事業を行うことを可能とし、届出制とすること。

3)許可手続について、事業所単位から事業主単位に変更。

(2) その他の見直し

兼業禁止規制、保証金の廃止等。

2 労働者派遣法改正関係

(1) 派遣期間の延長

現行の1年の期間制限を見直し、3年まで受入れ可能とすること。派遣先は1年を超える派遣期間を定めようとするときは、当該事業所の労働者の過半数代表にその期間を通知し意見を聴くものとする。

(2) 派遣労働者の直接雇用の促進

1)派遣期間の制限に違反することとなる日の前日までに、派遣元事業主は、派遣先と派遣労働者に派遣停止を通知。派遣先が当該派遣労働者を引き続き使用しようとする場合は、雇用契約の申込みを義務づけ。

2)事務用機器操作、ソフトウェア開発等の派遣期間に制限がない業務について、3年を超えて同一の派遣労働者を受け入れている派遣先が、当該業務に労働者を雇い入れようとするときは、派遣労働者を優先雇用すべく雇用契約の申込みを義務づけ。

(3) 派遣対象業務の拡大

1)物の製造の業務について解禁（施行から3年間は派遣期間の上限を1年とすること）。

2)派遣元・先責任者の職務に派遣労働者の安全衛生に関する連絡調整を追加。

(4) 許可・届出手続きの簡素化

事業所単位から事業主単位に変更。

(5) 紹介予定派遣

法律上の位置づけを明確にし、派遣労働者の採用内定等を可能とすること。

3 施行期日

公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第3節 早期再就職の促進のための労働市場の基盤整備

1 民間活力の積極的活用等による労働力需給調整機能の強化

(2) 民間労働力需給調整機関の適正な運営の確保

派遣労働者や求職者等からの苦情、相談への適切な対応や個人情報への適切な取扱いの確保を引き続き図るとともに、職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の改正の内容を踏まえ、民間労働力需給調整機関に対する的確な指導監督を着実に実施することとしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第3節 早期再就職の促進のための労働市場の基盤整備

2 公共職業安定機関における再就職支援機能の強化

公共職業安定所においては、職業相談・職業紹介等の業務の充実を図るとともに、各種雇用対策を総合的に実施しているところであり、雇用保険受給者に対しては、就職に必要な知識を付与し、早期再就職を図るため、民間のノウハウ等も活用しながら、労働市場状況、キャリアの棚卸しと自己分析方法、再就職のための技法等の情報を提供する就職支援セミナーを開催している。

また、雇用保険受給者のうち特に早期再就職の緊要度が高い者に対しては、全都道府県の主要な公共職業安定所に民間の専門家や実務経験者を早期再就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）として配置し、担当制により、1対1で、応募先の選定や求職者の希望に応じた求人の開拓、履歴書・職務経歴書の個別指導等、個々のニーズを踏まえた体系的かつ計画的なきめ細かな支援を行っている。

さらに、受理後3週間を経過しても紹介のない求人の事業主に対し、その状況等を説明するとともに、公共職業安定所の求職者情報の提供等による適切なフォローアップ、事業所見学会等を通じた求人者・求職者の相互理解の促進等を実施することにより、求人と求職の結合を高め、未充足求人の解消を図っているところである。

そのほか募集・採用時の年齢制限の緩和については、2001（平成13）年10月に施行された改正雇用対策法において努力義務規定が設けられたところであり、2003（平成15）年1月には、求人年齢制限緩和の徹底を図るため、公共職業安定所で受理した求人のうち、年齢不問求人の割合を2005（平成17）年度までに30%とするという目標を設定し、その達成を目指して着実かつ計画的な取組みを展開していくこととしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第3節 早期再就職の促進のための労働市場の基盤整備

3 雇用関係情報の積極的提供等

失業者の早期再就職、在職者の失業なき労働移動の実現を図るため、インターネットや携帯電話端末を利用して、誰もが、どこからでも、容易に全国の民間職業紹介事業所や公共職業安定所等が保有している求人情報を一覧、検索できる仕組みとして「しごと情報ネット（<http://www.job-net.jp>）」が整備されているところであり、引き続き、民間の労働力需給調整機関等に対し積極的に参加および求人情報提供の働きかけを行うとともに、参加機関検索サービスや派遣先・供給先情報の提供、メール配信サービスの提供等情報提供機能の拡充を行うことにより、利用者サービスの向上、信頼性の向上を図っている。

また、公共職業安定所で受理した求人情報については、1999（平成11）年3月に、「ハローワークインターネットサービス（<http://www.hellowork.go.jp>）」を開設し、インターネット上での提供を開始し、その後、2002（平成14）年1月には掲載情報の範囲を全国に拡大しているところであるが、2003（平成15）年1月から、利用者の利便性向上・応募機会の拡大を図るため、求人事業所名等を提供することとし、求人・求職の迅速な結合を促進したところである。その他、ハローワークインターネットサービスにおいては、求人情報のほか、求職者向けに求職申込み手続の案内、職務経歴書の書き方、雇用保険手続の案内等、事業主向けに求人申込み手続の案内、雇用保険・助成金等の案内等といった情報についても併せて提供している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第3節 早期再就職の促進のための労働市場の基盤整備

4 円滑な労働移動の効果的な支援

事業主による円滑な労働移動支援を促進するため、雇用対策法等に基づく再就職援助計画の認定等を受けた事業主が離職を余儀なくされる労働者に対して再就職援助措置を講じた場合に、労働移動支援助成金等（民間の職業紹介事業者に再就職援助計画等の対象となる者の再就職支援を委託し、その者の再就職を実現した事業主等に対して支給する助成金）の支給を行っている。

また、現下の厳しい雇用失業情勢により的確に対応していく観点から、2002（平成14）年12月には、労働移動支援助成金等の支給対象となる者を、離職の日の翌日から起算して7日を経過する日までに再就職した者から、離職の日の翌日から起算して3か月を経過する日までに再就職した者とする要件緩和を行うとともに、不良債権処理の加速に伴い雇用調整を行わざるを得ない事業主が作成する雇用調整方針の対象となる労働者に対しては、当分の間、離職の日の翌日から起算して6か月を経過する日までに再就職したことを支給要件とする特例措置を講じたところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第4節 良好な雇用機会の創出・確保等

1 地域の実情を踏まえた雇用対策の推進

(1) 緊急地域雇用創出特別交付金事業の実施

2001（平成13）年の「総合雇用対策」に基づき、2001年度第1次補正予算に緊急地域雇用創出特別交付金事業が、2004（平成16）年度末までの構造改革の集中調整期間中の措置として盛り込まれ、2002（平成14）年1月から都道府県において実施されているところである。

この事業は、都道府県が国の推奨事業例を参考に企画した雇用創出効果の高い事業を、原則として、民間企業やNPO法人等へ委託して実施しており、新規雇用の労働者の雇用期間は1人当たり通算して原則6か月未満とし、また、雇用創出効果の観点から、都道府県が毎年度作成する事業計画の事業全体で、事業に占める人件費割合がおおむね8割以上かつ事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者の割合がおおむね4分の3以上であることを要件としてきたところである。

これについては、より効果的に事業を実施し、緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図るため、地方公共団体の要望等を勘案しつつ、2002年12月に、

1)事業に占める人件費割合がおおむね7割以上かつ事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者の割合がおおむね85%以上であることも認める要件緩和、

2)雇用期間（6か月）の更新要件の緩和、

3)推奨事業例の追加

等の運用の改善を行った。

また、2002年度補正予算において800億円を計上して、小規模企業への事業委託を推進するとともに、従来の交付金事業の積み増しを行ったところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第4節 良好な雇用機会の創出・確保等

1 地域の実情を踏まえた雇用対策の推進

(2) 地域求職活動援助事業の実施

都道府県が独自に行う地域雇用対策やこれに関連する産業振興策と整合性を図りつつ、国が必要な雇用対策を実施することは、当該地域における雇用開発が促進され、雇用情勢の改善や住民福祉の向上に資することになる。

このため、地域雇用開発促進法に基づき都道府県が策定する地域求職活動援助計画に沿って、国は事業主団体等に人材受入情報の収集・提供、職業講習、企業合同説明会の実施等を委託することにより、効率的かつ効果的に地域の雇用構造の改善を図ることとしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第4節 良好な雇用機会の創出・確保等

1 地域の実情を踏まえた雇用対策の推進

(3) 地域の労使による就職支援事業の推進

各都道府県ごとに、民間の労使が相協力して地域の雇用の改善のための事業を行うために「地域労使就職支援機構」を設置した場合に、国として、労使がそれぞれの立場から行う、求人・求職のニーズ調査や求職ガイダンス等の就職支援事業、その他地域における失業者等の再就職の促進に資すると認められる事業を委託し、労使ならではの取組みにより、効果的に地域の雇用の改善を図ることとしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第4節 良好な雇用機会の創出・確保等

2 地域に貢献する事業を行う法人の設立に対する支援

2002（平成14）年度補正予算において、地域に貢献する事業を行う法人（企業、特定非営利活動法人（NPO法人）、企業組合等）が、非自発的離職者を3人以上雇い入れた場合、新規創業の経費および労働者の雇入れについて支援を行う地域雇用受皿事業特別奨励金を創設し、地域における雇用機会の創出を推進している。

この奨励金による支援の対象となる地域貢献事業には、新たな雇用の創出が期待されるとともに、地域住民の生活に密着した分野であり、人々の潜在的な需要に応える多様なサービス部門（

- 1)個人・家庭向けサービス、
- 2)社会人向け教育サービス、
- 3)企業・団体向けサービス、
- 4)住宅関連サービス、
- 5)子育てサービス、
- 6)高齢者ケアサービス、
- 7)医療サービス、
- 8)リーガルサービス、
- 9)環境サービス

）および地方公共団体からの外部委託事業を対象としているところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第4節 良好な雇用機会の創出・確保等

3 中小企業における雇用機会の積極的な創出

中小企業は、日本経済再生の担い手としてはもとより、新たな雇用機会の創出の担い手として大いに期待されることから、創業や異業種への進出を行う中小企業に対する支援を行うことにより、良好な雇用機会の創出および労働力の確保を図っているところである。

2003（平成15）年度予算においては、創業・異業種進出を行う中小企業が新たに労働者を雇い入れた場合の支援を行う助成金について、将来にわたって雇用機会の創出に対し波及的効果のある人材の雇入れに支援対象を重点化し、経営基盤の強化に資する人材の確保を支援する助成金とすることにより、当該創業等を軌道に乗せ、将来にわたる雇用機会の創出をより実効あるものとするとしている。（2003年6月施行）

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第4節 良好な雇用機会の創出・確保等

4 雇用保険受給資格者の創業に対する支援

2002（平成14）年度補正予算において、雇用保険の受給資格者自らが事業を起こし、事業開始後1年以内に雇用保険の適用事業主となった場合に、その創業に係る経費の一部を助成する受給資格者創業支援助成金を創設し、失業者の自立を積極的に促進している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第4節 良好な雇用機会の創出・確保等

5 建設業における成長分野進出への支援

2002（平成14）年度補正予算において、建設事業者がリフォーム分野、環境分野等の成長分野へ進出するに当たり、その雇用する建設労働者に成長分野進出に対応するための教育訓練を受けさせる建設事業主に対する助成制度を創設し、建設労働者の雇用の安定、雇用機会の確保を図っている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第4節 良好な雇用機会の創出・確保等

6 緊急対応型ワークシェアリングの実施に対する支援

厳しい雇用失業情勢の中で、2002（平成14）年6月より労使の合意により所定内労働時間を短縮し、それに伴う賃金の削減をする緊急対応型ワークシェアリング制度の導入により雇用を拡大し、中高年の非自発的失業者等を公共職業安定所又は民営職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主を対象に奨励金を支給している。その後、2002年12月の「多様な働き方とワークシェアリングに関する政労使合意」を受け、2002年度補正予算において、労働時間の短縮に所定外労働時間を含めること、生産量の減少要件について対前年比で増加していなければ対象とすること、制度導入に係る奨励金の支給額を引き上げること等を内容とする改善、拡充を行い、2003（平成15）年2月より実施している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第5節 雇用保険制度の安定的運営の確保等

1 雇用保険制度をとりまく現状

雇用保険財政については、厳しい雇用失業情勢の長期化等により、受給者が増加する一方で保険料収入が減少し、極めて厳しい財政状況にある。基本手当の受給者実人員は、2001（平成13）年度は月平均約111万人と過去最高を記録したが、2002（平成14）年度は月平均約105万人となるなど依然として高い水準にある。

このような受給者の増加は失業等給付の増加に結び付いており、2001年度は制度改正により給付と負担の両面から見直しを行い収支の改善を図ったにもかかわらず、約3,500億円の単年度赤字となり、2001年度末の積立金残高は約5,000億円となっている。また、2002年度も単年度赤字となることが確実な状況であり、2002年度末の積立金残高見込は約2,200億円と制度創設以来の低水準となることが見込まれている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第5節 雇用保険制度の安定的運営の確保等

2 改正雇用保険法等の円滑な施行

こうした状況の下で、雇用保険制度について当面する財政破綻を回避するため、2002（平成14）年9月より失業認定のあり方の見直し等が実施され、また同年10月より弾力条項の発動により保険料率が引き上げられた（1.2%→1.4%）ところである。

さらに、厳しい雇用失業情勢が長期化する中で、経済社会の構造的変化に的確に対応し、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、給付について1)早期再就職の促進、2)多様な働き方への対応、3)再就職の困難な状況に対応した重点化を図るとともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮したうえで、制度の安定的運営のために必要最小限の引上げを行うこと等を内容とする「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を作成し、2003（平成15）年1月31日に国会に提出したところである。本法律案は、同年4月25日成立し、5月1日より施行されたところである。厚生労働省としては、改正法の成立直後より同法の周知徹底を行い、円滑かつ適正な施行を図っているところである。

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

1 給付の見直し

(1) 早期再就職の促進

イ 基本手当と再就職時の賃金との逆転現象を解消するため、基本手当日額が再就職時賃金を上回る者の多い高賃金層を中心に、給付率、上限額を見直す。

ロ 多様な早期就業促進のため、就業促進手当を創設し、支給残日数を3分の1以上残して常用以外の早期就業をした者に対し基本手当日額の30%相当額を支給する。

(2) 多様な働き方への対応

通常労働者とパートタイム労働者との給付内容を一本化し、倒産・解雇等による離職者は通常労働者の所定給付日数に、それ以外の理由による離職者は原則としてパートタイム労働者の所定給付日数に、それぞれ合わせる。

(3) 再就職の困難な状況に対応した給付の重点化

イ 壮年層（35歳以上45歳未満）で雇用保険の加入期間が10年以上の倒産・解雇等による離職者について所定給付日数を30日間延長する。

ロ 在職者への給付の失業者への給付との均衡を考慮した見直し

(イ) 教育訓練給付の給付率と上限額を引き下げ、また、加入期間要件を緩和する。

(ロ) 高年齢雇用継続給付の支給要件および給付率を見直す。

2 保険料率の見直し

労使負担の急増の緩和に配慮し、失業等給付に係る保険料率を1.6%とするが、平成16年度末までの間は附則において1.4%とする。また、16年度末までの間も弾力条項の発動ができることとする。

等

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第5節 雇用保険制度の安定的運営の確保等

3 雇用保険三事業の見直し

雇用保険三事業は、本体給付と一体となって失業の予防および再就職の促進等を目的として、失業の予防、雇用状態の是正等のための事業（雇用安定事業）、労働者の能力開発を促進するための事業（能力開発事業）、職場環境の整備改善等のための事業（雇用福祉事業）の三つを柱として実施している。これについては、2001（平成13）年に大幅な見直しを行ったところであるが、早期再就職の促進等雇用保険制度全体の見直しの方向に則し、十分な政策効果が上がるよう重点化、合理化を図るという観点から見直しを行った。

具体的には、

- 1)早期再就職・労働移動支援については拡充することとし、労働移動支援助成金の要件緩和等を実施
- 2)雇用維持支援については、一時的な雇用調整を支援するという制度本来の目的を踏まえ、雇用調整助成金の支給限度日数の縮減を実施
- 3)雇入れ助成については、経営基盤の強化に資する人材といった特定人材の確保支援に重点化。また、創業支援を充実するため、雇用保険の受給資格者が自ら創業する場合に助成する制度を新たに創設

等の見直しを行った。

また、利用実績等から政策的必要性が低下しているものについては廃止するなど整理統合を行い、助成金の本数をそれまでの46本から35本に減らし、これにより、全体としてわかりやすく利用しやすいものにしたところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第6節 若年者の就職に向けた総合的な雇用対策の推進

1 在学中からの職業体験機会の充実

在学中の早い段階から職業意識を高めることは、若年者が適切な職業選択の確保や安易な離転職の防止を図るために重要である。このため、2003（平成15）年度においては、

- 1)学校等と連携して「総合的な学習の時間」などを活用したジュニア・インターンシップ（高校生のための就業体験）等の推進、
- 2)フリーターを経て就職した者等のさまざまな職業で働く者が学校に出向いて話をするることによって在学中からの職業意識の啓発、職業体験機会の充実に努めること、
- 3)生徒の保護者を対象としたセミナーの開催

等を実施することとしている。

また、大学生等を対象とするインターンシップの受入れを一層促進するため、受入れ企業の開拓、大学等に対する受入れ企業情報の提供、受入れ企業と学生・大学等とのマッチングの促進等の事業を経済団体に委託して実施しているところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第6節 若年者の就職に向けた総合的な雇用対策の推進

2 新規学卒者等に対する就職支援策の推進

新規学卒者についても依然厳しい就職環境が続いており、若年者の失業率も高い水準で推移している。その中で、若年者には自発的な離職や早期の離職による失業が多く、また、職業意識の不十分さなどの特徴もみられる。

このため、新規高卒者に対しては、高校と連携しつつ、就職相談、職場見学、職場実習、就職準備講習などを実施するとともに、就職希望者の適職選択に資するための適性検査の実施、求人情報の提供を行っている。また、2003（平成15）年度においては、

- 1)民間教育訓練機関に委託し、就職を希望する新規高卒者に対し、就職活動に必要な知識や基本的な実務能力を付与するための就職ガイダンスの実施、
- 2)高校の進路指導担当者に対し、研修会の実施や公共職業安定所における事業所訪問など実務経験機会の提供

等の事業を実施することにより、新規高卒者の就職支援を行うこととしている。

さらに、新規大卒者等に対しては、学生職業センターや学生職業相談室、その中核としての学生職業総合支援センターにおいて、大学と連携しつつ職業指導や職業相談、情報データベースによる広範な求人情報の提供などを実施している。このほか、就職面接会を開催するなどにより、新規学卒者の就職支援を行っている。

また、就職が決まらないまま卒業した未就職卒業者に対しては、短期間の職業講習や職業訓練等の実施、就職面接会への参加勧奨や求人情報の積極的な提供に努めているところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第6節 若年者の就職に向けた総合的な雇用対策の推進

3 若年失業者対策の強化

近年増加している若年失業者への対応としては、学卒未就職者などの若年失業者を短期間のトライアル雇用として受け入れる企業に対する支援を行い、その後の常用雇用への移行を図る「若年者トライアル雇用事業」を2001（平成13）年12月から実施しており、これにより2003（平成15）年3月までの間に36,114人がトライアル雇用を開始し、そのうちトライアル雇用を終了した23,064人の79.0%に当たる18,213人が常用雇用に移行するなど、若年者の雇用の促進に効果がみられるところである。

また、大阪・兵庫・神奈川・東京の公共職業安定所に設置している若年失業者の特別支援窓口であるヤングワークプラザを新たに愛知に設置し、安定した雇用を希望する若年失業者に対し1対1で職業相談や職業定着に向けた指導を行っているところである。

さらに、2003年6月には、文部科学省・厚生労働省・経済産業省・内閣府の4府省により、すべてのやる気のある若者の職業的自立を促進し、若年失業者等の増加傾向の転換を目標とした「若者自立・挑戦プラン」を取りまとめた。今後は、関係省庁が密接に連携して取り組み、プランの実効ある実現を図ることとしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第7節 安心して働ける雇用環境の整備

1 外国人雇用対策の推進

外国人労働者の受入れについては、1999（平成11）年8月に閣議決定された「第9次雇用対策基本計画」において、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進することとする一方、いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠であるとしている。

以上のような方針に基づき、外国人雇用対策については、外国人労働者の雇用の動向の把握に努めるとともに、公共職業安定所による外国人求職者等に関する職業紹介、職業相談機能・体制の整備に努めることや、雇用管理の改善を図るための事業主への指導、援助等を実施しているところである。また、留学生に対しては、専門的、技術的分野の外国人労働者の積極的な受入れを推進する観点から、卒業後の日本企業への就職を希望する者に対しては、大学等教育機関や経済団体等の関係機関と連携して就職支援を実施している。なお、2002（平成14）年度においては、関係省庁との連携の下、専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図るための雇用管理マニュアルの作成等に向けた検討を行ったところである。

また、不法就労対策については、関係行政機関との連携の強化を図るとともに、我が国での適正な就労を促進するため、不法就労外国人を多く送り出している国等において、我が国の外国人労働者受入れ方針、制度等に関する周知等を行っているところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第7節 安心して働ける雇用環境の整備

2 母子家庭の母等に対する雇用面での支援

母子家庭の母等は、子どもの養育との両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長い
ため就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。

これら母子家庭の母等がその家庭環境、適正・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、求人者
と求職者が相互に理解を深めるための試行雇用、関係機関と連携した合同面接会の実施、公共職業安定
所への寡婦等相談員の配置、母子家庭の母等に対し訓練手当の支給、雇い入れた事業主に対する特定求
職者雇用開発助成金の支給等、早期就職の促進を図るための措置を講じているところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第7節 安心して働ける雇用環境の整備

3 北朝鮮帰国被害者に対する雇用対策

北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者等の多くは、技能の習得を必要とする等就職に当たって困難な問題を抱えていることから、その求職活動の促進と生活の安定とを図るため、職業転換給付金制度を適用するとともに、職業訓練の実施、就職のあっせん等その自立を促進するための必要な施策を講じているところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第7節 安心して働ける雇用環境の整備

4 駐留軍関係離職者・漁業離職者対策の推進

我が国をめぐる国際環境にかんがみると、駐留軍関係離職者および国際協定の締結等に伴う漁業離職者の発生が今後も引き続き予想される。

このため、これら離職者に対し再就職の促進等のための特別の措置を講ずることを内容とする、駐留軍関係離職者等臨時措置法および国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限をそれぞれ5年延長する等の措置を講ずることとし、このための「駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」が2003（平成15）年2月に第156回国会に提出され、同年4月18日に可決成立したところである。厚生労働省としては、引き続き駐留軍関係離職者および漁業離職者対策を推進していくこととしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第7節 安心して働ける雇用環境の整備

5 多様な雇用改善対策事業の推進

(1) 建設労働対策の推進

建設労働者の雇用の改善等に関する法律および2001（平成13）年度から2005（平成17）年度までを対象とする第6次建設雇用改善計画に基づき、雇用の近代化の更なる促進等建設労働者の雇用の改善等のための施策を推進している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第7節 安心して働ける雇用環境の整備

5 多様な雇用改善対策事業の推進

(2) 港湾労働対策の推進

港湾労働法および2000（平成12）年度から2003（平成15）年度までを対象とする港湾雇用安定等計画に基づき、港湾労働者派遣事業制度の適正な運営の確保等港湾労働者の雇用の安定および福祉の増進のための施策を推進している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第7節 安心して働ける雇用環境の整備

5 多様な雇用改善対策事業の推進

(3) 「農林業をやってみよう」プログラムの実施

農林業で働いてみようという意欲を持つ失業者のさまざまな希望や能力等に応え、農林業の就業、就農等の実現に向け、厚生労働省と農林水産省とが連携して、

- 1)情報提供・職業紹介機能の強化、
- 2)就農等のための職業能力開発・技術習得支援の充実、
- 3)農林業体験・生きがい農業の支援の強化

といった「『農林業をやってみよう』プログラム」を2003年4月11日に取りまとめたところであり、現在両省で実施に向けた取組みを推進しているところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第2章 労働者の職業の安定

第7節 安心して働ける雇用環境の整備

5 多様な雇用改善対策事業の推進

(4) 林業労働対策の推進

林業労働者は、高齢化が著しく進展しており、雇用が不安定となりがちであること、労働条件や福祉水準が立ち後れていること、振動障害を始め労働災害が多いことなどの問題を抱えている。また、近年、地球温暖化対策の1つとして森林整備が必要とされ、その雇用の確保も課題となっている。

厚生労働省としては、公共職業安定所を窓口として、求職活動の支援、雇用の安定化および振動傷害軽快者の職業復帰事業の推進を実施するとともに、林業関係事業主団体等への委託による林業における求職活動の支援及び雇用管理の改善を推進している。
